障地第1194号

令和５年４月26日

庁内関係部局　所属長　様

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

大阪府医療的ケア児支援センターの開設について

　　令和３年９月に、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援すること等を基本理念とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

大阪府では、医療的ケア児への支援について、これまでの重症心身障がい児支援のノウハウを活用しつつ、発展的に取り組むため、医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループにおいて提言をいただく等、支援センターの設置に向けて準備を進めてまいりました。

医療的ケア児支援センターの設置については、令和５年２月21日に開催しました大阪府医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援庁内担当課長会議においてご説明させていただきましたが、このたび、令和５年４月26日（水）に大阪府医療的ケア児支援センターを開設することとなりましたので、ご報告いたします。　報道提供は令和５年４月26日（水）14時に行う予定ですので、事前に情報提供させていただきます。

●医療的ケア児支援センターの機能等

　【開設日】　　令和５年４月26日（水）

　【委託先】　　地方独立行政法人大阪府立病院機構　大阪母子医療センター

　【対象者】　　大阪府内に在住の医療的ケア児及びその家族、関係機関等

※支援センターが適切な情報提供、助言をするためには、医療的ケア児が受けている医療の正確な情報や、受けているサービスの情報の把握が大切なため、原則、地域で支援を受けられている機関を通じて支援センターにご相談いただくことになります。

　【センターの機能、役割】

・医療的ケア児及びそのご家族に対する、助言、情報の提供

・医療的ケア児を支援する関係機関に対する相談対応

・医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関との連絡や調整

・医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関への医療的ケアに関する情

報提供、連携構築

　　【ホームページ】　<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/ikeacenter/index.html>

　（ホームページは4月26日の14時に公開予定です）

●医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）。

|  |
| --- |
| 【連絡先】福祉部障がい福祉室地域生活支援課  地域サービス支援グループ　福田、島村  電話　06-6944-6652（直通）　　内線2452 |